

償却資産の申告は1月31日までに

問 税務課(☎65-6533)

償却資産をお持ちの人は、地方税法の規定により、毎年1月1日現在の資産状況について申告が必要です。

なお、償却資産の申告書類が必要な人は、担当課までご連絡ください。

※前年から資産の増減がない場合や、廃業した場合も申告が必要です。

償却資産とは

会社や個人で工場、商店などを経営している人や、アパート、駐車場を貸している人などが、その事業のために用いる資産(構築物・機械・車両・器具・備品など)のことで、土地、家屋とともに固定資産税の課税の対象となります。

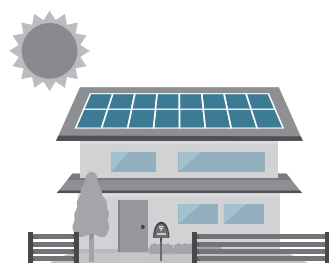
※自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両は除きます。

太陽光発電設備について

個人が設置し、充電している太陽光発電設備も償却資産の対象となります。

申告の必要がありますので、担当課までお問い合わせください。

※最大出力が10kw未満の場合は償却資産の対象外となります。



不動産公売(インターネット公売)を行います

問 滞納整理課(☎65-6517)

市税等の滞納により差し押えた不動産を、Yahoo! JAPANが開設する官公庁オークションで公売します。

区分	所在	地目・種類	地積・構造	床面積	見積価額	公売保証金
土地	新旭町32番	宅地	204.16㎡		137万円	14万円
建物	新旭町32番地 (家屋番号: 32番、32番の2)	居宅	鉄筋コンクリート・軽量鉄骨造かわら・亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	1階 83.18㎡ 2階 24.60㎡		
		車庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	1階 15.67㎡		

【参加申込期間】 1月8日(火)13時～1月22日(火)23時

【入札期間】 1月29日(火)13時～2月5日(火)13時

【参加資格】 国税徴収法で参加を制限されている人を除き、どなたでも参加できます。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

※公売は中止になる場合があります。

しょうがい者の軽自動車税の減免要件が変更になります

問 税務課(☎65-6508)

平成31年度からしょうがい者の生計同一者(家族)が運転する軽自動車について、しょうがい者の通院、通学、通所または生業のために使用している回数が月1回以上の場合、軽自動車税が減免となります。

その他の減免要件に変更はありません。平成30年度から減免申請を継続している人には、納税通知書の発送前にお知らせを送付します。

【申請期間】 5月8日(水)～5月31日(金)

【申請場所】 税務課、北部振興局福祉生活課、各支所窓口

生計同一者(家族)の運転でしょうがい者のために使用している回数要件	
改正前	改正後
通院・通学・通所・生業のために、週1回または月4回以上使用している軽自動車	通院・通学・通所・生業のために、月1回以上使用している軽自動車

※必要書類等、詳しくは担当課までお問い合わせください。
※「通院」とは病院または診療所への通院を、「通所」とは障害者就労継続支援事業等実施施設への通所を、「生業」とは勤務先等への通勤をいいます。
※デイサービスセンター等の老人福祉施設は、「通所」の対象施設に該当しません。
※18歳未満の身体しょうがい者または精神しょうがい者を除き、平成31年4月1日時点で軽自動車はしょうがい者本人の名称である必要があります。
※証明書等は、平成31年4月1日以降に発行したものが有効です。

事業者向け補助金説明会

問 (一)社長浜ビジネスサポート協議会
(長浜商工会議所内)(☎62-2500)

平成31年度を事業期間とした中小・小規模事業者向けの国からの補助金について、1月に国の補正予算案が成立し、以降に公募が開始される見込みです。それにともない、ものづくり・商業・サービス補助、小規模事業者持続化補助など、国等の補助制度の説明会を開催します。当日は、商工会議所・商工会の経営指導員による経営相談等もあります。

【とき】 1月25日(金)15時～17時

【ところ】 市民交流センター(地福寺町)

【対象】 市内の中小企業

(商工会議所・商工会の会員以外の人も参加できます。)

【定員】 100人(先着順)

【申込み】

電話またはホームページにて左記までお申し込みください。

【主催】

(一)社長浜ビジネス
サポート協議会

問合せ・申込先

長浜商工会議所 (☎62-2500)
東浅井びわ湖広域商工会(☎74-0194)
長浜北商工会 (☎82-5051)



市営住宅(改良住宅)の入居者を募集します

問 建築住宅課(☎65-6533)

【その他】

○原則として代理人を通じての申込みはできません。

○入居に際しては、連帯保証人が必要です。(申込時には必要ありません)

○家賃は、入居者の収入月額により、それぞれ段階的に異なります。

【募集期間】

1月15日(火)～25日(金)

8時30分～17時15分(土日曜日を除く)

※1月7日(月)から建築住宅課(本庁舎2階)、北部振興局建設課および各支所で募集案内を配布します。

問合せ・申込先

建築住宅課〈本庁舎2階〉(☎65-6533)

【申込要件】

次のすべての要件を満たす人

①市内に住所または勤務場所を有し、市税および国民健康保険料(税)の滞納がないこと。

②申込者および同居予定者が、暴力団員でないこと。

③現に同居し、または同居しようとする親族があること。

④現に住宅にお困りであること。

⑤申込世帯の収入月額(合計)が15万8千円以下であること。

※申込者、同居者の年齢等で別途定める上限額があります。詳しくは、市ホームページでご確認ください。

【入居時期】

平成31年2月下旬(予定)

【選考方法】

申込要件を全て満たす人の中から、改良住宅入居者選定委員会の審査を経て入居者を決定します。

募集住宅	建設年度	構造	間取り	住戸面積 (㎡)	平成30年度家賃月額(円) ※入居者の収入月額により算定
改良住宅桜町団地 第20号(桜町143-16)	S58年度	簡易耐火構造 2階建	4DK	77.71	18,200～27,100
改良住宅桜町団地 第1-27号(桜町113)	H4年度			89.30	24,100～35,900
改良住宅桜町団地 第3-26号(桜町184-44)	S57年度			77.71	17,900～26,700
改良住宅桜町団地 第6-3号(桜町257-11)	S57年度			77.71	17,900～26,700
改良住宅新旭町 団地第152号(新旭町227)	S55年度			77.71	17,600～26,300
改良住宅長田町 団地第10号(長田町116-8)	S62年度			86.64	21,800～32,500